福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画 2021 の概要

【Ⅰ　総論】

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年（令和 7 年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる 2040 年（令和 22 年）に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送るため、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進等を目指す計画として策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 117 条に基づく法定計画で、市町村老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定することとされています。

３　介護保険制度等の改正の概要

今回の改正は、2025 年や 2040 年に向け、介護サービスの需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）の減少を見据え、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進めるための改正となっています。

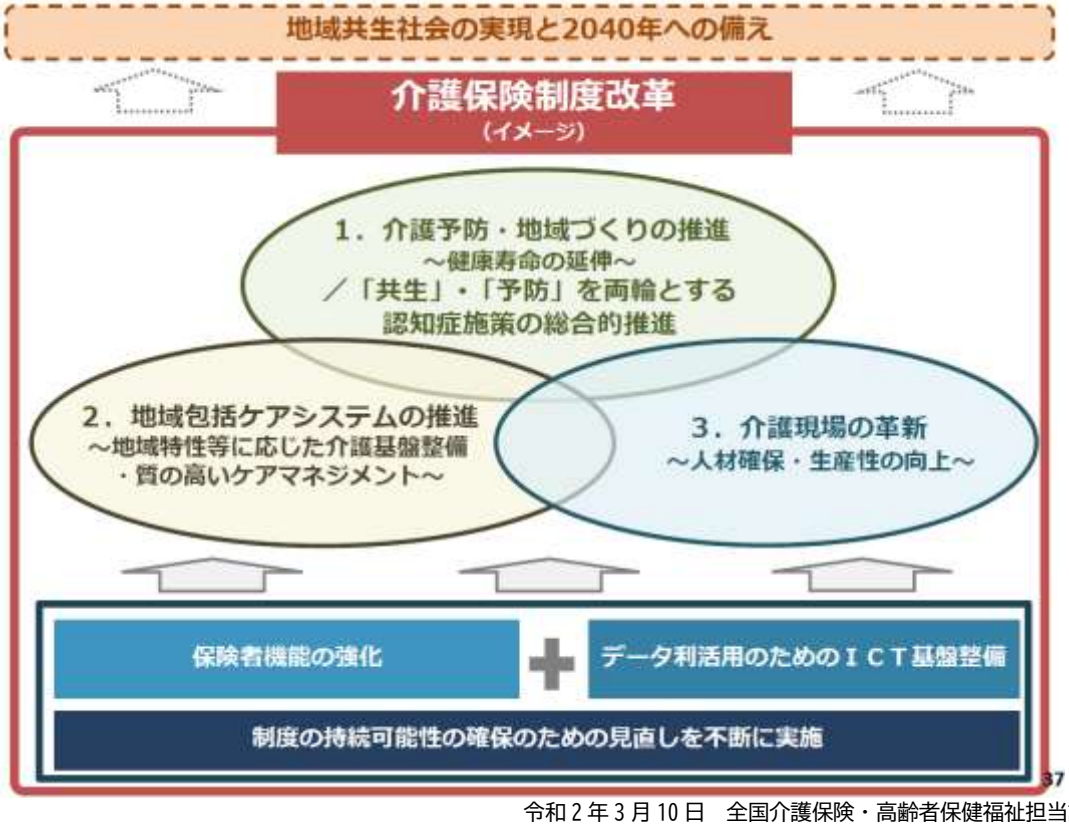

令和 2 年 3 月 10 日　全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より

４　計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間となります。

第２章　高齢者を取り巻く現状

１　高齢化の現状と将来推計

本市の総人口は、令和 2 年 10 月 1 日現在 275,966 人で、65 歳以上の高齢者が占める割合（高齢化率）は 30.0%となり、10 人に 3 人が高齢者となっています。また、令和 2 年 10 月現在の要介護認定者数は、16,674 人で平成 29 年 10 月時点の認定者数 15,936 人と比較して約 4.6%増加しました。

◇高齢者数の推移

各年10月1日現在（単位：人、%）

区分＼年		平成17年（2005）	平成22年（2010）	平成27年（2015）	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）
福島市総人口		289,552	292,684	285,060	284,010	281,820	279,786	277,516	275,966
福島市65歳以上人口		59,377	68,390	76,771	78,646	80,040	81,106	81,940	82,883
福島市75歳以上人口		27,594	34,960	38,508	39,500	40,437	41,266	42,158	42,383
高齢化率	福島市	20.5	23.4	26.9	27.7	28.4	29.0	29.5	30.0
	福島市（75歳以上）	9.5	11.9	13.5	13.9	14.3	14.7	15.2	15.4
	福島県	22.7	25.0	28.7	29.5	30.2	30.9	31.5	32.2
	全国	20.2	23.0	26.6	27.3	27.7	28.1	28.4	28.7

※福島市の数値は住民基本台帳に基づく。
※福島県の数値は企画調整部統計課による推計値。
※全国の数値は総務省統計局による推計値。

◇要介護認定者数の推移

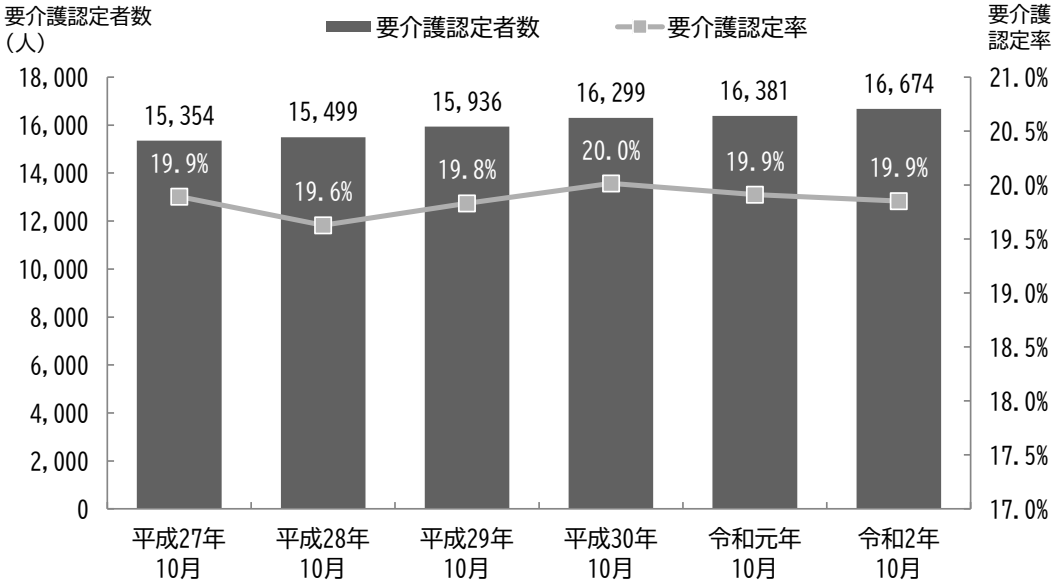

出典：介護認定係集計データによる

２　介護保険事業の現状

介護認定者数の増加によって、介護サービス利用者も増加し、介護サービス給付費も増大しています。介護予防・日常生活支援総合事業開始後の平成 28 年度と令和元年度の比較では 19 億 6,196 万円（8.9%）増加しており、サービス別の増加率では、居宅サービスで 2.8%、地域密着型サービスで 24.1%、施設サービスで 10.7%となっています。

◇介護サービス給付費の支出状況

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比
居宅サービス	11,596,473	10,861,088	10,920,691	11,163,352	11,161,854	100.0%
地域密着型サービス	2,611,927	3,474,904	3,834,600	4,057,154	4,314,068	106.3%
施設サービス	6,244,646	6,496,496	6,628,644	6,948,167	7,188,535	103.5%
特定入所者介護サービス	685,206	655,886	610,067	617,773	653,317	105.8%
高額介護サービス費等	393,374	499,666	521,256	534,235	632,227	118.3%
介護給付費合計	21,531,626	21,988,040	22,515,258	23,320,681	23,950,001	102.7%
対前年伸び率	3.3%	2.1%	2.4%	3.6%	2.7%	－

第３章　計画の目指すもの

１　基本理念

「すべての人が人間として尊ばれ、生きがいを持ち、心豊かに、安心して安全に暮らせる長寿社会の実現」

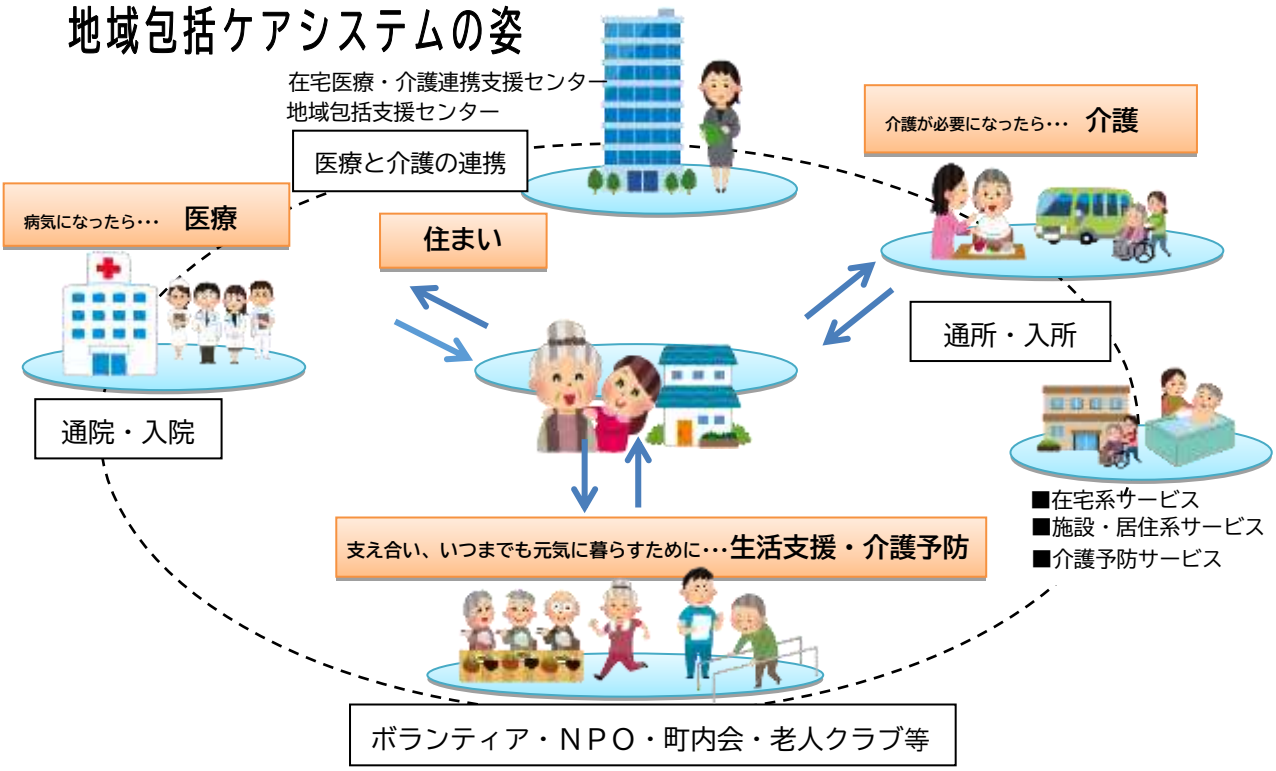

２　施策目標と重点施策

①生涯をいきいきとその人らしく暮らせるまちづくり

②地域で高齢者を支える体制づくり

③安心安全に暮らせるまちづくり

３　計画の進行管理

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会による進行管理を行うとともに、計画の進捗を図るため指標（目標値）を設定します。

【Ⅱ　各論】

基本理念
すべての人が人間として尊ばれ、生きがいを持ち、心豊かに、安心して安全に暮らせる長寿社会の実現

【施策目標Ⅰ】　生涯をいきいきとその人らしく暮らせるまちづくり
高齢になっても目標を持ち、生きがいを持って暮らせるよう、高齢者の居場所づくりと多様な社会参加の促進を図るとともに、その人らしく暮らせるための日常生活の支援を推進します。 また、健康寿命の延伸を目指して、保健事業と介護予防事業の連携と一体的な実施により、高齢者が地域において健康に暮らせるよう介護予防の取組を推進します。

	基本方針	主な施策・事業
施策の展開	1.介護予防の推進 ・介護予防の推進	フレイル予防の普及啓発/住民主体の介護予防の強化/地域での活動の中心となるリーダー（伝道師）養成
	2.高齢者の居場所づくり ・生涯学習の推進 ・生涯スポーツの推進 ・高齢者の憩いの場としての拠点づくり ・敬老事業の実施	高齢者の学習活動の支援と生きがいづくり/高齢者向け ICT 講座の開催 高齢者ミニゴルフ大会・高齢者スポーツ大会の開催/ニュースポーツの普及・推進とスポーツのまちづくりの推進 老人福祉センター・敬老センターの利用促進 敬老会・敬老祝金/百歳賀寿
	3.多様な社会参加の促進 ・高齢者の就業支援 ・ボランティア活動の支援	市シルバー人材センターの支援/ハローワークとの連携/高齢者生涯活躍プロジェクト協議会による協議・検討 老人クラブ活動の支援

【施策目標Ⅱ】　地域で高齢者を支える体制づくり
地域での支え合い活動を推進します。あわせて、在宅医療・介護連携を推進するとともに地域包括支援センターの機能強化を図ります。さらに、認知症高齢者をはじめ、すべての高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう成年後見制度の普及や高齢者の虐待防止など高齢者の権利擁護の充実を図り、地域で高齢者を支える体制を整備します。

	基本方針	主な施策・事業
施策の展開	1.地域での支え合い活動の推進と相談体制づくり ・地域で支え合う仕組みづくり ・地域での生活支援事業の充実 ・家族介護支援事業 ・地域で支え合う取組 ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ・関係機関との連携強化	支え合いのある地域づくりのための体制の推進/地域支え合いの普及啓発/地域での支え合いを推進する人への支援 緊急通報装置貸与事業/ふれあい訪問収集事業/生きがい型デイサービス事業 介護慰労手当支給事業/介護マーク普及啓発事業/ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業/サロン事業/地域見守りネットワーク事業 一般介護予防事業/介護予防・生活支援サービス事業 福島市医師会等との連携強化/認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等との連携強化/地域包括支援センターの地域におけるネットワーク構築への支援
	2.在宅医療・介護連携の推進 ・在宅医療と介護の連携推進	在宅医療・介護連携支援センターの運営強化/在宅医療・介護多職種の連携/地域住民への啓発推進
	3.地域包括支援センターの機能強化 ・総合相談支援機能の充実 ・地域ケア会議の充実 ・活動評価の定着推進	体制の強化・充実/行政との役割分担・連携強化/地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議の開催/介護予防ケアマネジメント相談会の開催
	4.認知症施策の推進 ・認知症施策の推進	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進/認知症の発症遅延・進行緩和の推進/切れ目のない医療・介護サービス体制づくり
	5権利擁護の充実 ・権利擁護施策の推進 ・高齢者虐待防止施策の推進	権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり/成年後見制度に関係する機関等との連携および調整（協議会の設置）/地域連携ネットワークの中核となる機関の設置検討/成年後見市長申立と利用助成の実施 広報・普及啓発/ネットワーク構築/相談・支援

【施策目標Ⅲ】　安心安全に暮らせるまちづくり
高齢になっても安心安全に暮らせるよう、住環境・生活環境の整備を推進します。また、災害時に地域で要援護者を支え合えるよう、平常時から見守りするための体制づくりを支援します。あわせて、要介護状態になっても安心して介護サービスを受けられるように介護サービス基盤整備を進めるとともに、サービスの質の確保と向上に向け取り組みます。

	基本方針	主な施策・事業
施策の展開	1.安心安全に暮らせる環境づくり ・高齢者が安心安全に暮らせる住環境の整備 ・高齢者にやさしい生活環境の整備 ・高齢者の安全の確保	市営住宅のバリアフリー化の推進/高齢者向け住まいの確保と居住系施設等の整備促進/軽費老人ホームへの運営費補助 交通手段の確保とバリアフリー化/高齢者の外出促進/高齢者等の買物対策 住宅防火対策等の推進/交通安全対策の強化/認知症高齢者等の行方不明時対応の強化/防災体制づくりの支援/感染症対策と予防
	2.介護サービスの基盤整備 ・介護サービス量の確保（基盤整備・人材確保）	介護サービス事業者･人材の確保/災害時の介護サービスを確保するためのシステム・体制づくり
	3.介護保険制度の持続可能性の確保 ・制度の安定的運営 ・要介護認定の公平・公正かつ効率的な審査体制の整備 ・介護サービスの推進 ・介護サービスの質的向上 ・相談・支援体制の充実	介護保険事業の進行管理/保険料納付の確保/介護給付適正化の推進 適正な要介護認定を行うための体制整備 ケアマネジメントに対する支援/サービス事業者等に対する指導･監査/介護サービス相談員派遣事業の実施

◇介護保険施設及び居住系施設の整備目標

（単位　施設数：施設　定員数：床）

サービスを提供する施設の種類			第7期（H30～R2）の合計	第7期までの累計	第8期 R3年度	第8期 R4年度	第8期 R5年度	第8期 合計	第8期までの累計見込み
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設数	2	22	※1 1		1	2	※1 23
		定員数	160	1,524	10		80	90	1,614
地域密着型	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	施設数	2	35			2	2	37
		定員数	36	576			36	36	612
居住系	有料老人ホーム（介護専用型以外）	施設数	2	11			2	2	13
		定員数	100	727			160	160	887
整備目標合計		施設数	6	68	※1 1	0	5	6	73
		定員数	296	2,827	10	0	276	286	3,113

※1　既存施設の増床

整備にあたっては、公募を行います。

【Ⅲ　サービス事業量の見込み】

第１章　サービス見込み量について

本計画期間中における被保険者数、要介護（要支援）認定者数、施設・居住系サービスの利用者数のほか、各サービス利用者数、介護給付・予防給付対象サービス量、介護保険給付費等の費用を推計します。

◇福島市の人口と被保険者数の推計　（単位：人）

区分	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和7年（2025）	令和22年（2040）
人　口	279,786	277,516	275,966	273,691	271,324	268,859	263,705	217,975
第１号被保険者	81,106	81,940	82,883	83,397	83,614	83,786	84,016	82,063
第２号被保険者	93,875	93,139	92,589	91,748	91,077	90,443	88,830	68,881

※平成30～令和2年は10月1日実績

◇要介護（要支援）認定者数の推計　（単位：人）

区　分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	1,950	2,030	2,121	2,111	2,149	2,186
要支援2	2,153	2,298	2,303	2,323	2,361	2,401
要介護1	3,337	3,279	3,356	3,449	3,509	3,567
要介護2	3,046	2,987	3,067	3,146	3,198	3,255
要介護3	2,234	2,322	2,311	2,400	2,444	2,485
要介護4	1,917	1,842	1,901	1,992	2,030	2,063
要介護5	1,662	1,623	1,615	1,733	1,761	1,794
合　　計	16,299	16,381	16,674	17,154	17,452	17,751
要介護認定率	20.01%	19.91%	19.94%	20.57%	20.87%	21.19%

◇施設・居住系サービス利用者数の推計　（単位：人）

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険施設利用者数	2,476	2,609	2,632
介護老人福祉施設	1,408	1,518	1,518
介護老人保健施設	984	1,007	1,030
介護療養型医療施設	11	11	11
介護医療院	2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	71	71	71
介護専用居住系サービス利用者数	564	565	565
認知症対応型共同生活介護	564	565	565
介護専用以外の居住系サービス利用者数	665	686	686
特定施設入居者生活介護	665	686	686
合　　計	3,705	3,860	3,883

◇介護予防サービス等／居宅サービス等利用者数の推計　　（単位：人）

区　　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者総数		13,663	13,901	14,137
	要支援１	2,104	2,142	2,178
	要支援２	2,290	2,327	2,367
	要介護１	3,195	3,251	3,305
	要介護２	2,697	2,742	2,790
	要介護３	1,590	1,619	1,646
	要介護４	955	974	989
	要介護５	832	846	862

（再掲）

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援１・２小計	4,394	4,469	4,545
要介護１・２小計	5,892	5,993	6,095
要介護３・４・５小計	3,377	3,439	3,497
合計	13,663	13,901	14,137

◇介護給付対象サービス量の推計

サービス区分			サービス見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅	訪問介護	回	665,381	649,657	669,230
	訪問入浴介護	回	13,862	12,950	13,426
	訪問看護	回	104,459	103,738	106,556
	訪問リハビリテーション	回	36,906	37,633	38,771
	居宅療養管理指導	人	17,796	17,940	18,444
	通所介護	回	299,890	298,375	302,728
	通所リハビリテーション	回	96,766	96,293	97,814
	短期入所生活介護	日	91,182	89,002	92,023
	短期入所療養介護	日	22,235	21,496	22,238
	特定施設入居者生活介護	人	7,284	7,524	7,524
	福祉用具貸与	人	63,564	64,752	66,612
	特定福祉用具販売	人	1,092	1,128	1,152
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	4,260	4,344	4,428
	夜間対応型訪問介護	人	132	132	144
	認知症対応型通所介護	回	27,346	26,735	26,767
	小規模多機能型居宅介護	人	2,844	2,844	2,904
	認知症対応型共同生活介護	人	6,756	6,768	6,768
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	852	852	852
	看護小規模多機能型居宅介護	人	1,416	1,404	1,452
	地域密着型通所介護	回	83,230	82,576	84,277
住　宅　改　修		人	672	684	684
居宅介護支援		人	87,696	88,056	89,652
施設	介護老人福祉施設	人	16,896	18,216	18,216
	介護老人保健施設	人	11,808	12,084	12,360
	介護療養型医療施設	人	132	132	132
	介護医療院	人	24	24	24

◇介護予防給付対象サービス量の推計

サービス区分			サービス見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅	介護予防訪問入浴介護	回	12	12	12
	介護予防訪問看護	回	8,838	9,074	9,199
	介護予防訪問リハビリテーション	回	5,479	5,710	5,850
	介護予防居宅療養管理指導	人	720	732	744
	介護予防通所リハビリテーション	人	5,088	5,292	5,460
	介護予防短期入所生活介護	日	1,544	1,526	1,366
	介護予防短期入所療養介護	日	199	199	199
	介護予防特定施設入居者生活介護	人	696	708	708
	介護予防福祉用具貸与	人	16,620	17,256	17,556
	特定介護予防福祉用具販売	人	336	324	324
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回	48	36	12
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	48	48	48
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	12	12	12
住宅改修		人	372	372	372
介護予防支援		人	21,048	22,212	22,800

◇介護保険給付費等合計　（単位：千円）

介護保険給付費合計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	25,693,519	26,071,484	26,482,431

第２章　地域支援事業の事業量の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の 3 つの地域支援事業の推進と充実に取り組み、地域包括ケアシステムの実現に向けて、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築します。

◇地域支援事業の事業量の見込み　（単位：千円）

地域支援事業合計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	1,309,635	1,341,466	1,374,133

第３章　介護保険財政と介護保険料の見込み

計画期間（令和 3 年度～令和 5 年度まで）で必要とされる介護保険事業費に対して、第 1 号被保険者の負担割合である 23.0%を乗じた額が、第 1 号被保険者の保険料負担額となります。この負担額から介護給付費準備基金・調整交付金等を考慮し、被保険者数に段階割合を乗じた補正後被保険者数で除することにより保険料を算出しました。

保険料基準額（月額）＝　6,100 円

第 1 号被保険者の保険料は、基準額に所得に応じた負担割合を乗じた額となり、本計画の所得段階区分は、前計画と同様に 10 段階としています。

福島市の保険料額

所得段階	本計画（令和3～5年度）		
	対象者	負担割合	保険料年額
1	生活保護受給者等 市民税非課税世帯等 （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円以下）	※３　基準額 ×　0.30	22,000　円
2	市民税非課税世帯 （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円超120万円以下）	※３　基準額 ×　0.50	36,600　円
3	市民税非課税世帯 （※１合計所得＋※２年金収入＝120万円超）	※３　基準額 ×　0.70	51,200　円
4	本人が市民税非課税（課税世帯） （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円以下）	基準額 ×　0.875	64,100　円
5	本人が市民税非課税（課税世帯） （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円超）	基準額 ×　1.00	73,200　円
6	本人が市民税課税 （※１合計所得125万円未満）	基準額 ×　1.125	82,400　円
7	本人が市民税課税 （※１合計所得125万円以上200万円未満）	基準額 ×　1.25	91,500　円
8	本人が市民税課税 （※１合計所得200万円以上400万円未満）	基準額 ×　1.50	109,800　円
9	本人が市民税課税 （※１合計所得400万円以上700万円未満）	基準額 ×　1.75	128,100　円
10	本人が市民税課税 （※１合計所得700万円以上）	基準額 ×　2.00	146,400　円

【Ⅳ　福島市認知症施策　－福島市オレンジプラン 2021－】

認知症の人本人や家族の視点を反映させ、認知症施策をより具体的に推進することを目的として策定しました。

１　計画策定の趣旨

国では、令和元年 6 月に「予防」と「共生」を車の両輪として進める認知症施策推進大綱を取りまとめました。高齢化に伴い、認知症の人はさらに増加することが予測される中で、平成 30 年度に実施した「認知症の人と家族の実態調査～こころの声アンケート～」から得られた認知症の人本人やその家族の思いや視点を計画に反映させ、施策を推進していきます。

２　目指す姿を実現するための 5 つの視点

①認知症の人の尊厳が保持され、地域の一員としてその人らしく暮らし続けることができる
②認知症の人やその家族の思いを重視する
③誰もが認知症について偏見なく正しく理解している
④認知症になっていない人も予防および早期発見のための手立てをとることができる
⑤公助・共助のサービスに加え、地域住民やボランティア等による支え合い（互助）により認知症のそれぞれの段階に応じて適切に途切れなく受けることができる

３　主な取り組み

Ⅰ　認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
市民が認知症について偏見なく正しく理解し、予防や早期発見とともに、地域で認知症の人やその家族の支えとなるよう普及・啓発を進め、共に生きるまちづくりを推進します
Ⅱ　認知症の発症遅延、進行緩和の推進
認知症予防とは、「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。生活習慣病の予防や通いの場等社会参加の機会づくりに取り組むとともに、早期発見・早期対応ができる地域の仕組みづくり、重症化予防・BPSD の予防の啓発、対応力向上等、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを推進します。
Ⅲ　切れ目のない医療・介護サービス体制づくり
認知症の人がどのような状態にあっても対応できる医療や介護サービスが確保されるよう、もの忘れ相談医を含む医療・介護の支援者が連携し合い、医療連携体制、医療・介護連携の仕組みづくりを推進します。また、住み慣れた地域で、本人の意思と尊厳が尊重されながら将来を迎えることができるよう、発症以前より自分自身で意思決定を行うことの重要性の啓発と取組を推進します。
Ⅳ　地域での日常生活・家族支援の強化
認知症の人がどのような暮らしを望み支援を必要としているのかを「こころの声アンケート」より把握し、結果を関係機関と共有し施策に反映させます。また、認知症の人を支える地域づくり、家族介護者の負担軽減、高齢者の権利擁護への取組を強化し、認知症の人もその家族も安心して生活できる地域づくりを推進します。
Ⅴ　若年性認知症への対策
企業等での認知症サポーター養成講座等を通し、若年性認知症への理解を広げるとともに、特性に応じた専門的支援ができる体制づくり、本人の居場所・生きがいづくりを推進します。